

令和7年度（令和6年分）税制改正資料

R6.11.15 作成

1 住宅借入金等特別控除の改正

1. 1 子育て世帯等に対する住宅借入金特別控除の改正

子育て世帯への支援強化の必要性や、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、次の条件のいずれかに該当する者が認定住宅等を新築等した場合、令和6年中の居住の用に供した場合の借入限度額を上乗することとされました。

条件： ①19歳未満の扶養親族を有する者
②配偶者を有する者のうち、本人・配偶者のいずれかが40歳未満の者

認定住宅等の新築等をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額		
住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

1. 2 新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和6年12月31日に延長されます。（改正前の期限は令和5年12月31日。）

1. 3 住宅借入金特別控除の必須要件の変更

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準に適合することが控除の必須要件となりました。申告の際には、以下に示す①②いずれかの省エネ基準以上適合の証明書が必要になります。（ただし、令和6年6月末までに竣工済の住宅については、省エネ基準に適合しない場合にも特例の適用がある場合があります。）

省エネ基準以上適合の証明書： ①建設住宅性能評価書
②住宅省エネルギー性能証明書

2 令和7年度個人住民税の定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年12月31日現在で控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者(※)を有する者に対して、1万円の定額減税を実施します。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万超で、かつ、配偶者（国外居住者を除く）の合計所得金額が48万円以下の者。